



みなさんの「まちづくり」活動
を応援します♪

まちづくり活動 支援事業



- 同一団体などが事業を行う場合、各事業は各年度内に1回のみ補助対象となります。
- 令和4年3月31日までに事業が完了するものとします。

◆補助対象事業および事業内容、補助率、補助対象経費など

事業名	事業内容	補助率	補助対象経費
公共施設等整備活動支援事業	公共施設等の整備活動(公園遊具・ベンチなどの整備)	10/10以内 限度額20万円	消耗品費、原材料費、その他町長が特に必要と認めた経費(人件費および食糧費を除く)
地域活性化支援事業	地域住民が一体となって実践する公益的な地域づくり活動	10/10以内 限度額20万円	消耗品費、印刷製本費、原材料費、その他町長が特に必要と認めた経費(人件費および食糧費を除く)
まちづくり調査・研究活動支援事業	まちづくりの手法や住民意識の醸成などに関する調査・研究(公園の調査・研究、提案書の作成など)	2/3以内 限度額15万円	報償費、旅費(講師等招へい交通費)、消耗品費、印刷製本費、役務費、使用料、その他町長が特に必要と認めた経費(人件費および食糧費を除く)
除雪機等整備支援事業	行政区で用いる除雪機等の整備	10/10以内 限度額100万円	備品購入費(除雪機等)

◆事業概要や申請書様式は町ホームページ(<https://www.kamishihoro.jp/>)にも掲載しております。

※お問い合わせは、企画財政課企画担当(☎2-4290)まで



上士幌町公式ネットショップサイト「十勝かみしほろん市場」で販売する特産品を募集しています！
上士幌町の事業者である、または原材料が上士幌町内で生産されている商品であるなど、条件に合致する商品であれば無料での掲載が可能になっております。
上士幌の特産品を発信している、インターネットショップに掲載を希望される生産者や事業者の方は、お気軽にNPO法人上士幌コンシェルジュまでお問い合わせください。

※お問い合わせは、NPO法人上士幌コンシェルジュ(☎2-3993)まで



令和2年度決算に基づく

財政健全化判断比率・資金不足比率

上士幌町の財政は、健全に運営されています！

●健全化判断比率 ※()は早期健全化基準。

実質赤字比率※1	なし (15.00)
連結実質赤字比率※2	なし (20.00)
実質公債費比率※3	7.5 (25.0)
将来負担比率※4	なし (350.0)

●公営企業資金不足比率※5

本町の公営企業(水道事業、公共下水道事業)については、資金不足を生じていません。

用語解説

※1 【実質赤字比率】

一般会計の赤字の程度を指標化したもので、本町においては、実質赤字額はありません。

※2 【連結実質赤字比率】

公営企業を含むすべての会計を対象とし、町全体としての赤字の程度を指標化したもので、本町においては、連結実質赤字額はありません。

※3 【実質公債費比率】

町の借金にかかる元金および利息の支払いが公債費で、町の経常的な収入に対する公債費の割合を指標化したものが実質公債費比率です。

本町の比率は7.5%で、早期健全化基準の25.0%を下回っています。

※4 【将来負担比率】

町の借金や支払わなければならない負担金などの残高の程度を指標化し、将来的に財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すのが将来負担比率です。

本町においては、将来的に負担が見込まれる額に対して、その負担に充てることが可能な財源が上回っていることから、比率はありません。

※5 【公営企業資金不足比率】

公営企業ごとに決算において赤字が発生した場合に算定されます。

本町では、資金不足は生じていません。

■健全化判断比率と資金不足比率

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)」が制定されました。これにより、すべての地方公共団体において、財政健全化にかかる各指標の公表が義務付けられました。自治体の財政破たんを未然に防ぐため、財政状態が健全であるかどうかを見るための指標が、健全化判断比率です。

本町における各指標と、その数値が表す町の財政状況についてお知らせします。

■公表内容

公表するのは、(1)実質赤字比率、(2)連結実質赤字比率、(3)実質公債費比率、(4)将来負担比率の4つの指標(以下「健全化判断比率」といいます。)と公営企業資金不足比率です。

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準を超えた場合は、財政健全化計画を、公営企業資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合は、経営健全化計画を定めて健全化に努めなければなりません。

令和2年度決算に基づき算定された本町の健全化判断比率および公営企業資金不足比率は、基準をすべて下回り、財政状況は健全段階であるという結果になりました。

►一層の財政健全化に努めます

本町の健全化判断比率・公営企業資金不足比率は、いずれも国が定めた基準の範囲内となっています。今後も引き続き、長期的な視点に立って、収支バランスのとれた健全な財政運営に努めてまいります。

町ホームページでも算定結果を公表しています。

※お問い合わせは、企画財政課財政担当(☎2-4290)まで

